福 山 地 区 消 防 組 合 規 約

［平 成 2 年 4 月 1 日
広島県指令地第84号許可］

改正 平成 3年12月18日指令地第 84号許可
平成 4年10月 1日指令地方第 54号許可
平成 7年 3月 3日指令地方第 92号許可
平成 8年 3月29日指令地方第 97号許可
平成11年 2月 1日指令市第 63号許可
平成15年 2月 3日指令市行第 26号許可
平成16年 2月 5日指令市行第 55号許可
平成17年 1月12日指令市行第 82号許可
平成18年 1月25日指令地行第 44号許可
平成19年 2月 2日指令市行第 74号許可
平成20年 1月 7日指令市行第 82号許可
平成21年 1月19日指令市行第 89号許可
平成24年 3月22日指令市行第 89号許可
令和 2年10月23日指令市行第531号許可

第１章　総則

（組合の名称）

第１条　この組合は、福山地区消防組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第２条　組合は、福山市、府中市及び神石郡神石高原町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第３条　組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

⑴　関係市町の区域の消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

⑵　広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成１１年広島県条例第３４号）の規定により、関係市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの

ア　火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）、火薬類取締法施行令（昭和２５年政令第３２３号）及び火薬類取締法施行規則（昭和２５年通商産業省令第８８号）に基づく事務

イ　高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）、冷凍保安規則（昭和４１年通商産業省令第５１号）、液化石油ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５２号）及び一般高圧ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５３号）に基づく事務

ウ　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）に基づく事務

（組合の事務所の位置）

第４条　組合の事務所は、福山市沖野上町五丁目１３番８号に置く。

第２章　組合の議会

（組合の議会の組織）

第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、２０人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。

福山市　１６人

府中市　　３人

神石高原町１人

（組合議員の選挙の方法）

第６条　組合議員は、関係市町の議会において議員のうちから選挙する。

２　組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町において直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。

３　関係市町の議会の議長は、前２項の規定により組合議員が確定したときは、直ちにその者の住所、氏名、生年月日及び選挙の日その他必要な事項を組合の議長及び管理者に通知しなければならない。

（組合議員の任期）

第７条　組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。

第３章　組合の執行機関

（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第８条　組合に管理者１人、副管理者３人及び会計管理者１人を置く。

２　管理者は、福山市長をもって充てる。

３　副管理者は、福山市長が指定する福山市副市長１人及び福山市を除く関係市町の長をもって充てる。

４　会計管理者は、福山市会計管理者をもって充てる。

（管理者及び副管理者の任期）

第９条　管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町の長の任期による。ただし、福山市副市長をもって充てる副管理者にあっては、福山市の副市長の任期による。

（監査委員）

第１０条　組合に監査委員３人を置く。

２　監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）を２人及び組合議員のうちから１人を選任する。

３　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。

（補助職員）

第１１条　組合に、消防組織法（昭和22年法律第226号）第１１条第１項に規定する消防吏員及びその他の職員を置く。

２　前項の職員のうち、消防長は管理者が任命し、消防吏員及びその他の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。

３　第１項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りではない。

第４章　組合の経費

（組合の経費の支弁の方法）

第１２条　組合の経費は、関係市町の分担金、手数料及びその他の収入をもって充てる。

２　前項に規定する関係市町の分担割合は、組合の議会の議決により定める。

附　則

１　この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

２　平成２年度における関係市町の分担金は、第12条第２項の規定に係わらず、関係市町の長が協議のうえ別に定める。

附　則　（平成３年12月18日指令地第84号許可）

この規約は、広島県知事の許可があった日から施行する。

附　則　（平成４年10月１日指令地方第54号許可）

１　この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

２　組合は、平成４年９月30日をもって解散する深安消防組合及び芦品地区消防組合の事務を承継

する。

附　則　（平成７年３月３日指令地方第92号許可）

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附　則　（平成８年３月29日指令地方第97号許可）

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附　則　（平成11年２月１日指令市第63号許可）

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附　則　（平成15年２月３日指令市行第26号許可）

この規約は、平成15年２月３日から施行する。

附　則　（平成16年２月５日指令市行第55号許可）

この規約は、平成16年４月１日から施行する。

附　則　（平成16年10月21日指令市行第59号許可）

この規約は、平成16年11月５日から施行する。

附　則　（平成17年１月12日指令市行第82号許可）

この規約は、平成17年２月１日から施行する。

附　則　（平成18年１月25日指令地行第44号許可）

この規約は、平成18年３月１日から施行する。

附　則　（平成19年２月２日指令市行第74号許可）

この規約は、平成19年４月１日から施行する。ただし、第11条第１項の改正規定は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附　則　（平成20年１月７日指令市行第82号許可）

この規約は、平成20年４月１日から施行する。

附　則　（平成21年１月19日指令市行第89号許可）

この規約は、平成21年３月24日から施行する。

附　則　（平成24年３月22日指令市行第89号許可）

この規約は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　（令和２年10月23日指令市行第531号許可）

この規約は、令和２年11月１日から施行する。